

# 第123期 定時株主総会 招集ご通知

**First for You**  
あなたとともに

## 日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

## 場所

宇都宮市文化会館 小ホール  
栃木県宇都宮市明保野町7-66

## 会場変更のお知らせ

本株主総会の会場は開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の会場案内図をご参照の上、お間違いのないようお願い申し上げます。

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- お手伝いが必要な方はスタッフまでお声掛けください。

## 「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に



招集ご通知をスマートフォン・タブレット  
端末・パソコンからもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8550/>



## 議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

株主総会へご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



**栃木銀行**

証券コード：8550

ホームページ <https://www.tochigibank.co.jp/>

証券コード：8550

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株 主 各 位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号  
株式会社 **栃 木 銀 行**  
取締役頭取 仲 田 裕 之

## 第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト <https://www.tochigibank.co.jp/investment/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「栃木銀行」または「コード」に「8550」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」（「情報を閲覧する場合はこちら」）の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、議決権行使につきましてはご出席の他、「議決権行使についてのご案内」（3頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご覧いただきまして、2026年6月24日（水）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 宇都宮市文化会館 小ホール  
栃木県宇都宮市明保野町7-66

### 3. 目的事項

**報告事項** (1) 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

(2) 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

以 上

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 1 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、第123期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会開催日時

2026年6月25日(木)  
午前10時

## 2 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

### 行使期限

2026年6月24日(水)  
午後5時到着分まで

## 3 インターネットで議決権を行使される場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト  
▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

### 行使期限

2026年6月24日(水)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

### (議決権行使書イメージ)

議決権行使書  
株式会社橋本銀行 印中

株主番号 議決権行使数量 用

お 願 い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙にご記入いただき、2026年6月24日までに当行にお送りください。
2. 投票の際は、票紙のルールページは必ずお読みください。
3. 議決権行使書は、以下の欄に「賛」または「否」のいずれか1つを記入してください。また、議決権行使書に「賛」または「否」のいずれも記入しない場合は、賛成の表示があったものとして取扱われます。
4. 議決権行使書に「賛」または「否」のいずれも記入しない場合は、この議決権行使書に「賛」または「否」のいずれも記入しない場合は、賛成の表示があったものとして取扱われます。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

同封の議決権行使書用紙に「賛」または「否」のいずれか1つを記入してください。

株式会社橋本銀行

スマート行使に必要なQRコードが記載されています。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2・5・6・7号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

### 第3・4号議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 → 「否」の欄に○印

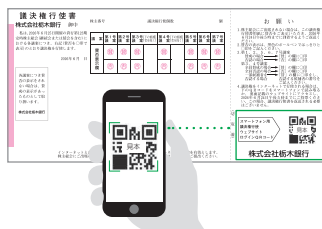
一部の候補者を  
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、  
否認する候補者の番号を  
ご記入ください。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

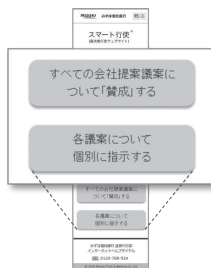
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

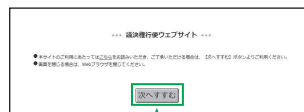
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

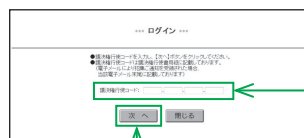
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

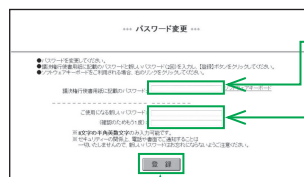
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 1. インターネット等による議決権行使について

### (1) QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- ・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

### (2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- ・当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へアクセスしたうえで、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただきます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 行使期限は2026年6月24日（水曜日）午後5時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

- (4) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

### （ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である〈みずほ信託銀行 証券代行部〉（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

### 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## その他のご案内

- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当行ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当行定款の定めに基づき、インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載しておりますので、お送りする書面には掲載しておりません。
  - ① 事業報告のうち下記事項
    - 【当行の新株予約権等に関する事項】
    - 【財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針】
    - 【業務の適正を確保する体制】
    - 【特定完全子会社に関する事項】
    - 【親会社等との間の取引に関する事項】
    - 【会計参与に関する事項】
    - 【その他】
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 代理人による議決権行使について  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 重複行使の取扱い  
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。  
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- 議決権の不統一行使  
議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、その旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- 会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場にあたりサポートが必要な場合は、事前にご連絡をお願い申し上げます。  
(筆談や車椅子等のサポート、介助者・手話通訳者の同席をご希望の場合など)

## オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

### 1. オンデマンド配信期間

2026年7月3日（金曜日）～2026年10月2日（金曜日）

※配信開始は状況により遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 2. 視聴方法

- (1) 上記配信期間中、当行ウェブサイト内の「株主・投資家の皆さまへ」（下記URL）にアクセスのうえ、「第123期定時株主総会の模様（動画配信）」をクリック（タップ）してください。

<https://www.tochigibank.co.jp/investment/>



### 3. ご注意

- ・配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。
- ・お使いの機器やインターネット環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

### (1) 期末配当に関する事項

当行は、銀行の公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、安定的な配当の継続を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

第123期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、本方針に基づき経営環境や業績の状況等を総合的に判断した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金 銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

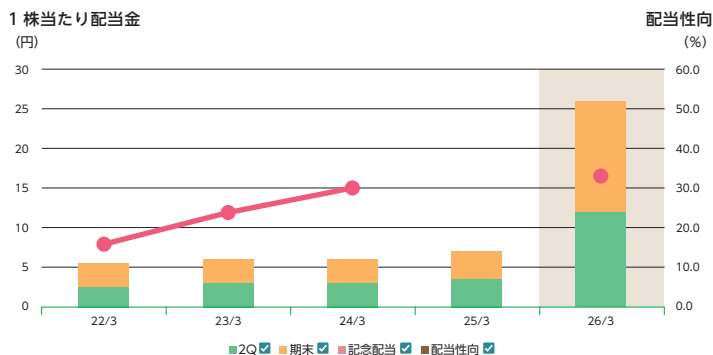
当行普通株式1株当たり 金14円

総 額 1,471,305,864円

なお、第123期の中間配当金として12円をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は26円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日（金曜日）



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当行は、取締役会に対する監査・監督機能の強化と、経営の意思決定及び執行の迅速化を図り、コーポレートガバナンスの更なる充実と企業価値向上に取り組むため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、現行定款の趣旨をより明確化するための条文の追加、文言の修正、字句の調整及び各変更に伴う条数の変更等を合わせて行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。	第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当銀行の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。 (新設)	第18条 当銀行の取締役は、15名以内とする。 <u>2</u> 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第19条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会) 第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。 3 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任) 第19条 当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 2 取締役会の招集通知は、各取締役(削除)に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。 3 取締役会は、取締役(削除)全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>4 第1項にかかわらず、監査等委員会が選定する選定監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当銀行には取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は取締役会の決議により取締役会の中から選定する。</p> <p>3 取締役会長および取締役頭取は当銀行を代表する。取締役会はその決議により、取締役会長および取締役頭取のほか、その他の取締役のうち若干名を代表取締役として選定することができ、代表取締役は各自銀行を代表する。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>5 (条文省略)</p> <p>6 (条文省略)</p> <p>7 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当銀行には取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は取締役会の決議により取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の中から選定する。</p> <p>3 取締役会長および取締役頭取は当銀行を代表する。取締役会はその決議により、取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の中から、<u>取締役会長および取締役頭取のほか、その他の取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> のうち若干名を代表取締役として選定することができ、代表取締役は各自銀行を代表する。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当銀行は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第27条 当銀行の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第28条 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(監査役会) 第30条 監査役をもって監査役会を組織する。 2 監査役会に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の招集) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会) 第28条 監査等委員をもって監査等委員会を組織する。 2 監査等委員会に関する事項は、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役との責任限定契約)  <u>第34条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)  第35条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金処分)  第36条 当銀行における毎事業年度の剰余金は、法令に別段の定めがある場合のほか、株主総会の決議をもってこれを<u>処分する</u>。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第37条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  (新設)  (新設)</p> <p>(中間配当)  第38条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。  2 (条文省略)  (新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)  第31条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金処分等の決定機関)  第32条 当銀行は、剰余金処分等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合のほか、株主総会の決議をもってこれを<u>定める</u>。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)  第33条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  <u>2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  <u>3 前二項のほか、剰余金の配当の基準日を定めることができる。</u></p> <p>(中間配当)  第34条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。  2 (現行どおり)</p> <p>附則  <u>2026年6月開催の第123期定時株主総会終結前に監査役(監査役であったものを含む。)</u>と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役10名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位および担当	取締役会 出席状況
1	なか だ ひろ ゆき 仲 田 裕 之 <span style="background-color: #c8e6c9;">再 任</span>	取締役頭取 (秘書室(東京事務所を含む)、リスク統括部、監査部、経営戦略室担当)	11/11回 (100%)
2	とみ かわ よし もり 富 川 善 守 <span style="background-color: #c8e6c9;">再 任</span>	専務取締役 (経営企画部、人事部、事業支援部、審査部、資産査定室、管理部担当)	11/11回 (100%)
3	おぎ わら たか し 荻 原 孝 志 <span style="background-color: #c8e6c9;">再 任</span>	常務取締役 (コンプライアンス統括部、総務部、資金運用部、事務システム部担当)	11/11回 (100%)
4	す どう こう すけ 須 藤 幸 昌 <span style="background-color: #c8e6c9;">再 任</span>	取締役 (営業統括部埼玉エリア本部長委嘱)	9/9回 (100%)
5	あき もと けん いち 秋 元 憲 一 <span style="background-color: #4caf50;">新 任</span>	執行役員 (経営企画部長兼関連事業室長)	—
6	しの ざき よし ひろ 篠 崎 佳 弘 <span style="background-color: #4caf50;">新 任</span>	執行役員 (法人営業部長)	—
7	おお たに やす ひさ 大 谷 恭 久 <span style="background-color: #c8e6c9;">再 任</span> <span style="background-color: #424242; color: white;">社 外</span> <span style="background-color: #424242; color: white;">独 立</span>	社外取締役	11/11回 (100%)
8	あら かわ まさ とし 荒 川 政 利 <span style="background-color: #c8e6c9;">再 任</span> <span style="background-color: #424242; color: white;">社 外</span> <span style="background-color: #424242; color: white;">独 立</span>	社外取締役	11/11回 (100%)
9	たけ ざわ ひで き 竹 澤 秀 樹 <span style="background-color: #c8e6c9;">再 任</span> <span style="background-color: #424242; color: white;">社 外</span> <span style="background-color: #424242; color: white;">独 立</span>	社外取締役	9/9回 (100%)



■ 所有する当行の株式数  
37,000株

候補者番号

1 なか だ ひろ ゆき  
**仲田 裕之** (1965年4月29日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2019年6月 当行取締役越谷支店長委嘱  
2021年6月 当行取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱  
2023年6月 当行常務取締役  
2024年6月 当行取締役頭取（現任）  
（秘書室（東京事務所を含む）、リスク統括部、監査部、経営戦略室担当）

#### 取締役候補者とした理由

1988年4月当行入行、東越谷支店長、宇都宮駅前支店長、法人営業部企業支援室長、管理部長を歴任、2019年6月取締役に就任し、越谷支店長、経営企画部長兼関連事業室長委嘱、2023年6月より常務取締役、2024年6月より取締役頭取を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
25,100株

候補者番号

2 とみ かわ よし もり  
**富川 善守** (1962年4月28日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2019年7月 当行執行役員法人営業部長  
2021年6月 当行取締役法人営業部長委嘱  
2022年6月 当行常務取締役  
2024年6月 当行専務取締役（現任）  
（経営企画部、人事部、事業支援部、審査部、資産査定室、管理部担当）

#### 取締役候補者とした理由

1985年4月当行入行、せんげん台支店長、兵庫塚支店長、氏家支店長、本店営業部副部長、大袋支店長、金融サービス部長、法人営業部長を歴任、2019年7月執行役員に就任、2021年6月取締役に就任、2022年6月より常務取締役、2024年6月より専務取締役を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
13,600株

候補者番号

3 おぎ わら たか し  
**荻原 孝志** (1968年3月29日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2019年6月 当行陽南支店長  
2020年7月 当行執行役員陽南支店長  
2021年6月 当行執行役員監査部長  
2022年6月 当行取締役監査部長委嘱  
2023年6月 当行取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱  
2024年6月 当行常務取締役(現任)  
(コンプライアンス統括部、総務部、資金運用部、事務システム部担当)

#### 取締役候補者とした理由

1990年4月当行入行、小山支店長、吉川支店長、今市支店長、陽南支店長を歴任、2020年7月執行役員に就任、2021年6月監査部長、2022年6月取締役に就任し、経営企画部長兼関連事業室長委嘱、2024年6月より常務取締役に務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
21,100株

候補者番号

4 す どう こう すけ  
**須藤 幸昌** (1972年11月29日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2015年4月 当行日光支店長  
2017年4月 当行大田原支店長  
2021年6月 当行陽南支店長  
2022年7月 当行執行役員陽南支店長  
2023年6月 当行執行役員越谷支店長  
2024年10月 当行執行役員営業統括部埼玉エリア本部長  
2025年6月 当行取締役営業統括部埼玉エリア本部長委嘱(現任)

#### 取締役候補者とした理由

1995年4月当行入行、日光支店長、大田原支店長、陽南支店長を歴任、2022年7月執行役員に就任、越谷支店長、営業統括部埼玉エリア本部長、2025年6月取締役に就任し、営業統括部埼玉エリア本部長を委嘱され、その職務・職責を適切に果たしております。当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
20,865株

候補者番号

5 <sup>あきもと</sup> 秋元 <sup>けんいち</sup> 憲一 (1967年5月3日生)

新任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2016年 6月 当行東京支店長  
2017年 4月 当行秘書室東京事務所主任調査役  
2018年 6月 当行上三川支店長  
2021年 6月 当行秘書室長  
2023年 6月 当行コンプライアンス統括部長  
2024年 6月 当行経営企画部長兼関連事業室長  
2024年 7月 当行執行役員経営企画部長兼関連事業室長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

1990年4月当行入行、東京支店長、秘書室東京事務所主任調査役、上三川支店長、秘書室長、コンプライアンス統括部長、経営企画部長兼関連事業室長を歴任、2024年7月執行役員に就任。当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
11,237株

候補者番号

6 <sup>しのざき</sup> 篠崎 <sup>よしひろ</sup> 佳弘 (1968年10月8日生)

新任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2012年 6月 当行東越谷支店長  
2015年 4月 当行足利支店長  
2016年 6月 当行栃木支店長  
2018年 6月 当行東京支店長  
2020年 7月 当行執行役員東京支店長  
2021年 6月 当行執行役員宇都宮東支店長  
2023年 6月 当行執行役員法人営業部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

1992年4月当行入行、東越谷支店長、足利支店長、栃木支店長、東京支店長を歴任、2020年7月執行役員に就任し、宇都宮東支店長、法人営業部長を務めております。当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
18,600株

候補者番号

7

おお たに  
大谷

やす ひさ  
恭久

(1958年2月27日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 株式会社日本交通公社（現株式会社JTB）入社
- 2002年2月 株式会社JTB海外自由旅行センター所長兼株式会社ABI代表取締役社長
- 2006年6月 株式会社JTBワールドパッケージング取締役営業企画部長
- 2011年6月 同 常務取締役商品本部長
- 2012年4月 株式会社JTB執行役員旅行事業本部長
- 2012年6月 同 取締役旅行事業本部長
- 2014年4月 同 取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長
- 2014年6月 同 常務取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長
- 2018年6月 同 常務取締役グループカルチャー改革担当、CISO
- 2019年6月 同 常務執行役員グループカルチャー改革担当、CISO
- 2020年4月 同 常務執行役員
- 2020年6月 同 常務執行役員（退任）
- 2021年6月 当行社外取締役（現任）
- 2024年4月 株式会社観光経済新聞社特別顧問地域活性化担当
- 2026年3月 同 退任

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

株式会社JTBの常務取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長等を務めた経歴を持ち、グローバル企業の経営・営業企画、人事管理等幅広く実績を有しております。会社経営における深い知識、経験等に基づき、当行の持続的成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、社外取締役としての職務を遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
18,900株

候補者番号

8

あらかわ

まさとし

荒川

政利

(1955年8月29日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 栃木県庁入庁  
2012年4月 同 県民生活部危機管理監  
2014年4月 同 産業労働観光部長  
2016年3月 同 定年退職  
2016年4月 公益財団法人栃木県体育協会理事長  
2019年3月 同 退任  
2019年4月 栃木県教育委員会教育長  
2022年3月 同 退任  
2022年6月 当行社外取締役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

1979年4月栃木県庁入庁、栃木県産業労働観光部長、栃木県教育委員会教育長等、地方自治の執行に係る要職を歴任しました。地方自治の執行者として培われた豊富な経験および高い見識を有しており、自らの知見に基づいて、当行の持続的成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、社外取締役としての職務を遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
1,100株

候補者番号

9

たけ ざわ

竹澤

ひで き

秀樹

(1963年8月19日生)

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 日本銀行入行  
2010年9月 同 前橋支店長  
2012年5月 同 横浜支店長  
2014年6月 同 業務局参事役  
2015年5月 同 仙台支店長  
2017年6月 同 検査室検査役  
2019年6月 同 退職  
2019年7月 公益社団法人日本証券アナリスト協会参与  
2019年8月 同 事務局長  
2021年8月 同 理事事務局長  
2024年6月 同 退任  
2024年6月 東京証券信用組合専務理事  
2025年6月 同 退任  
2025年6月 当行社外取締役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行入行後、前橋支店長、横浜支店長、仙台支店長等を務め、地域金融に対する豊富な実務経験を有しております。また、公益社団法人日本証券アナリスト協会理事事務局長、東京証券信用組合専務理事を歴任し、金融全般における専門的な知見を有しております。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場で公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、経営に貢献することができる人物であると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大谷恭久氏、荒川政利氏、竹澤秀樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大谷恭久氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、5年であります。  
荒川政利氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。  
竹澤秀樹氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、1年であります。
4. 大谷恭久氏、荒川政利氏、竹澤秀樹氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 当行は大谷恭久氏、荒川政利氏、竹澤秀樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、大谷恭久氏、荒川政利氏、竹澤秀樹氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当行における地位および担当	取締役会又は 監査役会 出席状況
1	いし わた のり お 石渡 教夫	新任	常勤監査役	監査役会 12/12回 (100%)
2	かめ おか あき こ 亀岡 晶子	新任 社外 独立	社外取締役	取締役会 11/11回 (100%)
3	よし ざわ いち こ 吉澤 一子	新任 社外 独立	社外取締役	取締役会 10/11回 (91%)
4	す か ひで ゆき 須賀 英之	新任 社外 独立	社外監査役	監査役会 12/12回 (100%)
5	おか もと なお ゆき 岡本 直之	新任 社外 独立	—	—



■ 所有する当行の株式数  
45,200株

候補者番号

1 いし わた のり お  
**石渡 教夫** (1963年3月30日生)

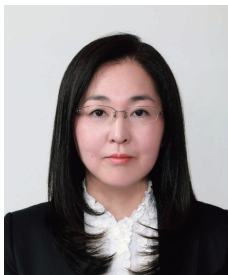
新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年 6月 当行吉川支店長  
2010年 4月 当行幸手支店長  
2012年10月 当行鹿沼支店長  
2015年10月 当行事務システム部副部長  
2018年 6月 当行コンプライアンス統括部長  
2020年 7月 当行執行役員コンプライアンス統括部長  
2020年10月 当行執行役員人事部長  
2023年 6月 当行常勤監査役 (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

1985年4月当行入行、吉川支店長、幸手支店長、鹿沼支店長、事務システム部副部長、コンプライアンス統括部長を歴任、2020年7月執行役員に就任し人事部長、2023年6月より常勤監査役を務めております。こうした経験や知見を活かし、当行の業務執行の監査・監督を適切かつ公正に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
16,000株

候補者番号

2 かめ おか あき こ  
**亀岡 晶子** (1979年3月4日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年10月 東京弁護士会に弁護士登録  
2006年10月 露木・赤澤法律事務所入所  
2011年 2月 同 退所  
2011年 2月 栃木県弁護士会に弁護士登録  
2011年 2月 弁護士法人ほたか総合法律事務所入所(現任)  
2019年 6月 当行社外取締役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

法務に精通した弁護士として培われた豊富な経験、高い見識および幅広い知識を有しております。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および経営陣に対し適時適切に意見、提言をいただくとともに、独立公正の立場で当行の業務執行を監査・監督できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。亀岡晶子氏は、婚姻により氏名(旧姓 中西)変更しましたが、弁護士業務は旧姓で行っております。



■ 所有する当行の株式数  
2,600株

候補者番号

3 よし ざわ いち こ  
吉澤 一子 (1970年8月1日生)

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年10月 中央監査法人（現PwCJapan有限責任監査法人）入所  
1999年8月 同 退所  
2000年6月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社）入社  
2001年6月 同 退職  
2001年7月 金融庁検査局入庁（非常勤）  
2002年4月 同 検査局任期付職員  
2003年6月 同 任期満了  
2003年9月 公認会計士登録 東京会所属  
2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
2016年12月 同 退所  
2017年2月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所  
2021年8月 同 退所  
2021年9月 株式会社吉澤会計事務所開設  
2021年9月 東京共同会計事務所シニア・アドバイザー（現任）  
2024年4月 亜細亜大学経済学部講師（非常勤）（現任）  
2024年6月 当行社外取締役（現任）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

1996年10月監査法人入所、証券会社、大手監査法人勤務等を経て、2021年9月会計事務所を開設。公認会計士として財務・会計に関する専門的知見および、金融機関の監査に関する経験を有しております。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および経営陣に対し適時適切に意見、提言をいただくとともに、独立公正の立場で当行の業務執行を監査・監督できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。



■ 所有する当行の株式数  
51,900株

候補者番号

4 す か ひで ゆき  
須賀 英之 (1955年1月25日生)

新任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行  
1982年 9月 学校法人須賀学園副理事長・評議員兼任  
1999年10月 株式会社日本興業銀行本店営業部第10部兼業務部副部長  
2000年 9月 同 退行  
2003年 4月 那須大学（現宇都宮共和大学）学長（現任）  
2004年 4月 宇都宮短期大学学長（現任）  
2007年11月 宇都宮商工会議所副会頭（2014年11月退任）  
2010年 4月 宇都宮短期大学附属中学校校長（現任）  
2015年 4月 宇都宮短期大学附属高等学校校長（現任）  
2019年 4月 学校法人須賀学園理事長（現任）  
2020年 6月 当行社外監査役（現任）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

1982年9月より学校法人須賀学園にて教育に携わる一方、栃木県産業再生委員会地域金融再生部会会長、栃木県文化振興審議会会長、つつのみや産業振興協議会会長、宇都宮市まちづくり推進機構理事長等、地域の文化・経済産業・まちづくりに係る公職を歴任しました。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および経営陣に対し適時適切に意見、提言をいただくとともに、独立公正の立場で当行の業務執行を監査・監督できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数  
0株

候補者番号

5

おかもと

岡本

なお ゆき

直之

(1961年8月7日生)

新任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年4月 大蔵省（現財務省）入省
- 1990年7月 関東信越国税局潮来税務署長
- 2007年8月 長野県企画参事（知事特命担当）
- 2009年7月 財務省主計局主計官
- 2013年6月 財務省大臣官房審議官（理財局担当）
- 2014年7月 内閣官房内閣審議官日本経済再生総合事務局次長
- 2017年7月 内閣府地方創生推進事務局次長
- 2018年7月 財務省大臣官房政策立案総括審議官
- 2020年7月 国土交通省政策統括官
- 2021年8月 退官
- 2021年8月 西村国務大臣政務秘書官（2021年10月退任）
- 2021年12月 株式会社三井住友銀行顧問（2025年11月退任）
- 2022年5月 株式会社プレナス社外取締役（現任）
- 2025年4月 東京大学総長室アドバイザー、GX戦略推進センター客員教授（現任）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

1985年4月大蔵省（財務省）に入省、関東信越国税局潮来税務署長、内閣官房内閣審議官、財務省大臣官房政策立案総括審議官などの要職を歴任し、その経歴を通して培った専門的知見と組織運営等の豊富な経験を有しております。当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および経営陣に対し適時適切に意見、提言をいただくとともに、独立公正の立場で当行の業務執行を監査・監督できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 亀岡晶子氏、吉澤一子氏、須賀英之氏、岡本直之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 亀岡晶子氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、7年であります。  
吉澤一子氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。  
須賀英之氏の社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって、6年であります。
4. 亀岡晶子氏、吉澤一子氏、須賀英之氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。なお、岡本直之氏についても、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当行は亀岡晶子氏、吉澤一子氏、須賀英之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、亀岡晶子氏、吉澤一子氏、須賀英之氏の社外取締役選任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。  
また、岡本直之氏の社外取締役選任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

## 【ご参考】取締役会のスキルマトリックス (本総会の各候補者選任議案承認可決後予定)

当行は、取締役会の多様性を重視し、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮しております。

取締役会は経営を適切に監督するため、社内においては、コーポレートガバナンス/経営戦略、営業、融資審査、市場運用、コンプライアンス/リスク管理、人事、DX/システムの各項目でスキルを有する取締役を選任しております。社外取締役については、地域金融機関として、経営/組織運営、法令/法務、金融、地方創生、財務/会計のスキルを期待して選任しております。なお、下記は取締役が有する全ての担当・経験・専門性を表すものではありません。

### 【社内取締役】

氏名	当行における地位	スキル項目						
		コーポレートガバナンス/経営戦略	営業	融資審査	市場運用	コンプライアンス/リスク管理	人事	DX/システム
仲田 裕之	取締役頭取（代表取締役）	●	●	●	●	●	●	
富川 善守	専務取締役（代表取締役）	●	●	●	●		●	●
荻原 孝志	常務取締役	●	●	●	●	●	●	●
須藤 幸昌	常務取締役		●	●				
秋元 憲一	取締役	●	●	●		●		
篠崎 佳弘	取締役		●	●				
石渡 教夫	取締役（監査等委員）		●	●		●	●	●

### 【社外取締役】

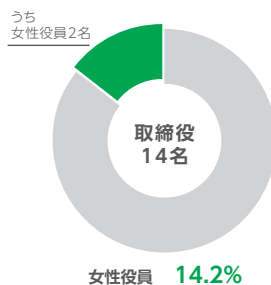
氏名	当行における地位	独立	当行が期待するスキル項目				
			経営/組織運営	法令/法務	金融	地方創生	財務/会計
亀岡 晶子	社外取締役（監査等委員）	○	●	●			
大谷 恭久	社外取締役	○	●			●	
荒川 政利	社外取締役	○	●			●	
吉澤 一子	社外取締役（監査等委員）	○	●		●		●
竹澤 秀樹	社外取締役	○	●		●	●	●
須賀 英之	社外取締役（監査等委員）	○	●		●	●	
岡本 直之	社外取締役（監査等委員）	○	●		●	●	●

## スキル項目の定義

銀行経営上、特に重要な分野・項目	
コーポレートガバナンス/経営戦略	企業統治に関する経験・知識を有し、経営戦略における適正な判断ができる。
営業	営業に関する経験・知識を有し、営業戦略に関する適正な判断ができる。
融資審査	融資審査に関する経験・知識を有し、適正な与信判断ができる。
市場運用	市場運用に関する経験・知識を有し、適正な投資判断ができる。
コンプライアンス/リスク管理	コンプライアンス/リスク管理に関する経験・知識を有し、適正なリスクマネジメントができる。
人事	人事に関する知識・経験を有し、人事施策における適正な判断ができる。
DX/システム	DX、システムに関する経験・知識を有し、DX戦略に関する適正な判断ができる。
銀行経営を補完するために、より専門的な知識もしくは外部目線による客観的な助言・監督が必要な項目	
経営/組織運営	組織運営に関する知見を有し、組織運営における適正な助言・監督ができる。
法令/法務	企業法務に関する専門性を有し、業務執行における適法性を監督できる。
金融	金融に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。
地方創生	地方創生に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。
財務/会計	財務や会計に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。

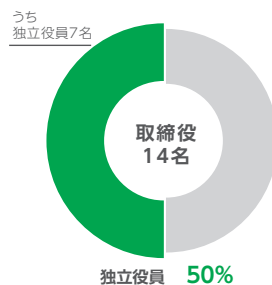
## 〔取締役会の構成〕 本総会において各議案が承認可決された場合

女性役員比率



本総会における選任議案が承認された場合、取締役14名のうち女性役員は2名となります。当行は、持続的な成長に向けて取締役会の多様性が不可欠であると考え、2030年までに女性役員比率を30%以上とすることを目指した取り組みを継続的に行ってまいります。

独立役員比率



本総会における選任議案が承認された場合、取締役会の半数が独立役員の体制となります。当行は、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、取締役会の独立性・客観性の確保と経営の透明化に向けた取り組みを継続的に行ってまいります。

## 【ご参考】 社外役員独立性判断基準

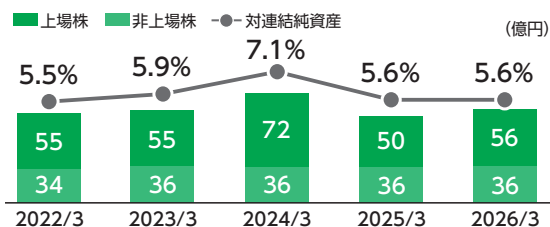
会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、以下を満たすものを当行グループから独立性を有しないものとする。

1. 当行グループの業務執行者（過去10年）
2. 当行の大株主（議決権ベース10%以上）またはその業務執行者（過去5年）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
  - (1) 当行の主要な取引先の業務執行者（以下、「主な取引先」とする基準）
    - a. 当行グループからの借入金残高が当行グループの融資残高の2%以上を占めている先（但し、地方公共団体を除く）（過去1年）
  - (2) 当行を主要な取引先とする者の業務執行者（以下、「主な取引先」とする基準）
    - a. 当行の融資メインシェア先で、かつ債務者区分が要管理先以下であるなど当行以外の金融機関からの資金調達が困難であると考えられる先（過去1年）
    - b. 当行グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上高の10%を超える先（過去1年）
    - c. 当行グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する先（過去1年）
4. 当行グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士（過去5年）
5. 当行グループから役員報酬以外に年間100万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士等の専門家（過去5年）
6. 当行グループから年間100万円を超える寄付を受けている者（過去5年）
7. 近親者が上記1から6までのいずれか（4及び5を除き、重要な者に限る）に該当する者（過去5年）

※ 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。（監査役は含まない。）

※ 重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

## 【ご参考】 政策保有株式の推移



(単位：億円)	2022/3末	2023/3末	2024/3末	2025/3末	2026/3末
上場株	55	55	72	50	56
非上場株	34	36	36	36	36
政策保有株式 (上場+非上場)	89	92	108	86	92
連結純資産	1,627	1,549	1,518	1,531	1,649
政策保有株式 対連結純資産比率	5.5%	5.9%	7.1%	5.6%	5.6%

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当行は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会において、取締役の「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬（賞与）」の額を年額300百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、透明性及び公平性を高めるため、ガバナンス会議での諮問を経て、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議によることといたしたく存じます。なお、当行は、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本議案の内容は、当該方針に合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は5名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役は3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額80百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。なお、本議案の内容は、当行の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当行は、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日にいたっておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役（社外取締役を除きます。）に対する上記の報酬等の枠を廃止した上で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）について本制度に係る報酬等の枠を改めて設定し、本制度を継続することといたしたく存じます。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する報酬年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とは別枠で、対象取締役に対して本制度に基づく株式報酬を支給することを提案するものであります。なお、本制度に基づく具体的な報酬額、支給の時期、方法等については、透明性及び公平性を高めるため、ガバナンス会議での諮問を経て、取締役会の決議により決定されることといたしたく存じます。また、当行は、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本議案の内容は、当該方針に合致するものであり、相当であると判断しております。

また、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる対象取締役は6名となります。なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）

### (3) 信託金額

当行は、2023年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、株主総会及び取締役会の決議により承認を受けた範囲内で、対象取締役への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出しております。

まず、当行は、本信託設定（2022年8月）時に、当初対象期間に対応する必要資金として、448百万円を本信託に拠出しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする信託として存続させることとします。本制度が終了するまでの間、当行は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当行株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### **(4) 本信託による当行株式の取得方法及び取得株式数**

本信託による当行株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

#### **(5) 対象取締役に給付される当行株式等の数の上限**

対象取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、220,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当行株式等の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### **(6) 当行株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法**

対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当行に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

対象取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、対象取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当行株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率

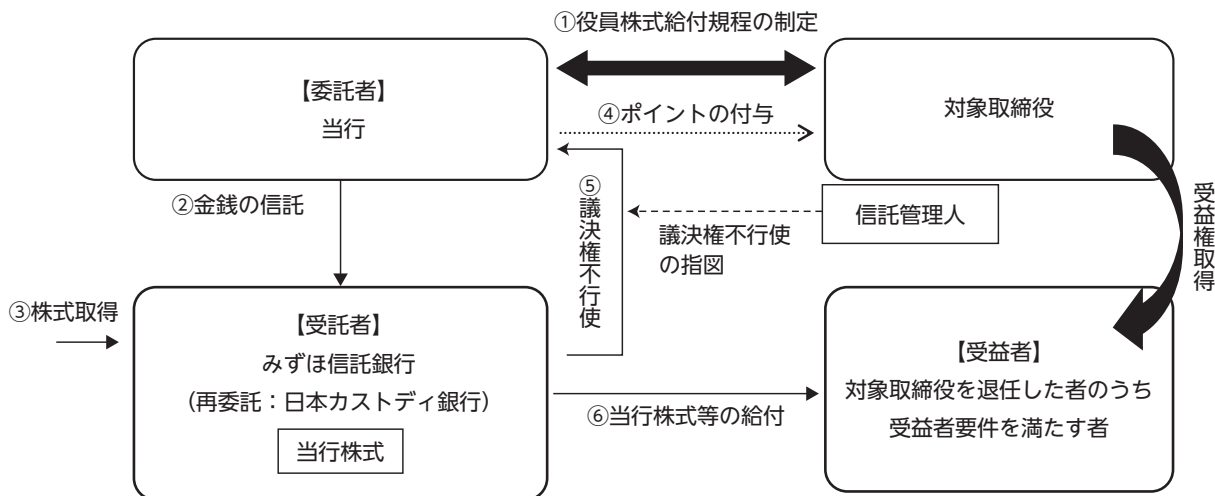
等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### **(7) 配当の取扱い**

本信託勘定内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

以 上

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当行は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当行は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当行は、「役員株式給付規程」に基づき対象取締役にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行行使しないこととします。
- ⑥本信託は、対象取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、対象取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

# 第123期事業報告

2025年4月1日から2026年3月31日まで

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

#### 《金融経済環境》

当期の経済環境は、日本銀行によるマイナス金利政策の解除から「金利のある世界」への移行が段階的に進むなか、企業の継続的な賃上げや底堅い雇用環境を背景に国内景気は緩やかな回復基調となりました。一方、米国における通商政策の影響のほか、日中関係や中東情勢悪化の長期化など、地政学リスクの高まりによる世界経済減速の懸念に加え、物価上昇による消費マインド下振れリスクなどもあり、国内景気の先行きは不確実性が高い状況が続いております。

当行の主たる営業基盤である栃木県ならびに埼玉県経済においても同様の影響が懸念され、地域経済の先行きについても一層不透明な状況となっております。

金融情勢では、ドル円為替相場は値動きの激しい展開となり、米国の関税政策の不透明感から2025年4月には一時1ドル139円台まで円高が進みましたが、その後、米国経済のインフレ再燃懸念と、日銀の利上げについて慎重な姿勢などから、円安に回帰する展開となりました。さらに2026年3月には中東情勢の緊迫化が続くなか、原油高によるインフレ懸念などを受け、1ドル160円台まで下落しました。

日本の長期金利（10年国債利回り）では、金融政策の正常化と底堅い国内景気を背景に、2026年1月には2.3%台に上昇し、その後3月には中東情勢への懸念などを背景に、2.38%と約27年ぶりの高水準となりました。

株式相場では、2025年4月は米国の関税政策の影響から日経平均株価は大きく下落したものの、その後、AI需要から半導体関連銘柄を中心に株価は上昇しました。さらに、円安による輸出企業の業績改善期待や、高市新政権への期待などから幅広い銘柄で買われ日経平均株価は上昇し、2026年2月末の終値で58,850円の最高値を更新しました。3月においては、中東情勢を巡る不透明感の強まりと原油高も相まって、3月末の日経平均株価終値は51,063円で終わりました。

## 《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、2023年4月にスタートさせた第11次中期経営計画の最終年度となる当期の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人および法人預金の増加等により前期比541億円増加し3兆1,753億円となりました。貸出金の期末残高は、個人・中小企業向け、中堅・大企業向けおよび地公体向け貸出の増加等により、前期比2,649億円増加し2兆4,578億円となりました。有価証券の期末残高は、前期比468億円増加し4,232億円となりました。

経常収益につきましては、貸出金利息、有価証券利息配当金、預け金利息等の資金運用収益や役務取引等収益の増加等により、前期比82億17百万円増加の483億13百万円となりました。

経常費用につきましては、預金利息等の資金調達費用や経費は増加しましたが、国債等債券売却損および株式等売却損の減少等により前期比247億2百万円減少の394億58百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比329億19百万円増加の88億55百万円、当期純利益は前期比305億12百万円増加の80億21百万円となりました。

## 《対処すべき課題》

地域社会を取り巻く環境は、人口減少の加速、産業構造の転換、デジタル化・AIの急速な進展など、大きな変化の渦の中にあります。

加えて、海外では各地で紛争が続いており、地政学リスクの高まりとともにエネルギーや食糧価格の急激な変動なども発生しています。また、気候変動や様々な社会課題への対応など、これまで以上に複雑で不確実性の高い局面にお客さま及び当行グループは直面しています。

そのような中で、当行グループは、第11次中期経営計画において「新たな価値提供の実現」をテーマに掲げ、「地域・お客さまの課題解決」、「持続可能な地域社会」の創造に取り組んできました。その結果として“M&A・事業承継”や“脱炭素・環境対応”などコンサルティング業務における当行の「強み」が育ってきております。

地域社会が抱える難題は、同時に「新たな挑戦」や「価値創造」のビジネスチャンスでもあり、2026年4月からスタートする第12次中期経営計画では、これまでの取組みを更に推し進めて「新たな価値提供の進化」に取り組む4年間としております。3つの基本戦略「既存ビジネスの深化」、「新事業領域の拡大」、「進化」を支える組織基盤の強化」を展開し、地域・お客さまの課題解決、地域経済の発展に取り組んでまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預金	3,058,485	3,111,935	3,121,185	3,175,361
定期性預金	913,263	853,811	813,650	837,686
その他	2,145,222	2,258,124	2,307,535	2,337,674
貸出金	2,031,741	2,060,553	2,192,877	2,457,837
個人向け	654,939	659,808	665,741	671,101
中小企業向け	862,228	895,703	931,261	956,815
その他	514,573	505,041	595,874	829,920
商品有価証券	7	4	4	—
有価証券	620,626	609,475	376,366	423,241
国債	192,205	148,226	207,202	271,016
その他	428,421	461,249	169,164	152,225
総資産	3,262,940	3,293,396	3,312,479	3,394,778
内国為替取扱高	6,970,355	6,978,236	7,445,627	7,906,022
外国為替取扱高	18 <sup>百万ドル</sup>	5 <sup>百万ドル</sup>	65 <sup>百万ドル</sup>	2 <sup>百万ドル</sup>
経常利益又は経常損失(△)	4,362	3,462	△24,064	8,855
当期純利益又は当期純損失(△)	2,223	1,756	△22,491	8,021
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	21 <sup>円</sup> 45 <sup>銭</sup>	16 <sup>円</sup> 96 <sup>銭</sup>	△217 <sup>円</sup> 02 <sup>銭</sup>	77 <sup>円</sup> 14 <sup>銭</sup>

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,338人
平均年齢	40年10月
平均勤続年数	18年1月
平均給与月額	421千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与を除くものであります。

3. 従業員の定年は、満60歳です。但し、当行が必要と認めたときは、嘱託として期限を定めて再雇用することがあります。

## (4) 営業所等の状況

### イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
栃木県	62	( 3)
埼玉県	16	( -)
群馬県	2	( -)
東京都	1	( -)
茨城県	1	( -)
合計	82	( 3)

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を113ヵ所(足利銀行との共同ATM17ヵ所含む) 設置しております。

### ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

### ハ. 当年度廃止営業所

- ・ 越谷支店 相模町出張所 (埼玉県越谷市)

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- ・ おもちゃのまち支店 ヤオハンおもちゃのまち店 (栃木県下都賀郡)
- ・ 黒磯支店 カワチ薬品黒磯店 (栃木県那須塩原市)
- ・ 本店営業部 ヨークベニマルミライト一条店 (栃木県宇都宮市)

注2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

- ・ 黒磯支店 黒磯西 (栃木県那須塩原市)
- ・ 本店営業部 南宇都宮 (栃木県宇都宮市)
- ・ 陽南支店 緑町 (栃木県宇都宮市)

## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,991
---------	-------

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
本店建替	5,564

注1.上記金額には建設仮勘定からの支出を含めた当事業年度末の支出累計額を記載しております。

注2.本店建替の完成時期は2026年8月を予定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当ありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社とちぎんビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地5	物品斡旋販売・電話交換業務等	20 <sup>百万円</sup>	100 <sup>%</sup>	
株式会社とちぎん集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理業務等	10	100	
株式会社とちぎんカード・サービス	宇都宮市江野町1番12号	クレジットカード業務等	20	100	
株式会社とちぎんリーシング	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	リース業務・保証業務	30	49.66	
とちぎんTT証券株式会社	宇都宮市池上町4番4号	金融商品取引業	1,001	60	
株式会社クリーンエナジー・ソリューションズ	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	再生可能エネルギー発電事業及びその他管理・運営販売等業務	50	85.01	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の経常収益は54,551百万円（前連結会計年度比20.99%増）となりました。また、経常利益は10,019百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は8,289百万円となりました。

### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施を行っております。
5. セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金の実施を行っております。
6. イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込の実施を行っております。
7. ローソン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金の実施を行っております。
8. イーネットとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金の実施を行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の状況

(2025年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
仲田 裕之	取締役頭取 (代表取締役)	秘書室・リスク統括部・監査部・経営戦略室 担当		
富川 善守	専務取締役 (代表取締役)	経営企画部・人事部・事業支援部・審査部・ 資産査定室・管理部担当		
荻原 孝志	常務取締役	コンプライアンス統括部・総務部・資金運用 部・事務システム部担当		
大橋 重信	常務取締役	営業統括部・個人コンサルティング部・法人 営業部担当		
須藤 幸昌	取締役 (営業統括部埼玉エリア本部長)			
亀岡 晶子	取締役 (社外取締役)		弁護士	
大谷 恭久	取締役 (社外取締役)			
荒川 政利	取締役 (社外取締役)			
吉澤 一子	取締役 (社外取締役)		公認会計士	
竹澤 秀樹	取締役 (社外取締役)			
福田 稔	常勤監査役			
石渡 教夫	常勤監査役			
須賀 英之	監査役 (社外監査役)		学校法人 理事長	
宮内 豊	監査役 (社外監査役)			注3

(当年度中に退任した役員)

氏名	地位		その他
黒本 淳之介	取締役会長 (代表取締役)	2025年6月26日退任 (任期満了)	
猪俣 佳史	取締役副頭取	2025年6月26日退任 (任期満了)	
砂山 直久	取締役	2025年6月26日退任 (任期満了)	
関根 淳	取締役 (社外取締役)	2025年6月26日退任 (任期満了)	

- 注1. 取締役 亀岡晶子、大谷恭久、荒川政利、吉澤一子及び竹澤秀樹の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役 須賀英之及び宮内豊の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 社外監査役である宮内豊氏は大蔵省(現財務省)に入省後、関東信越国税局長等の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 社外取締役である亀岡晶子、大谷恭久、荒川政利、吉澤一子、竹澤秀樹並びに社外監査役である須賀英之、宮内豊の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。  
5. 当年度中に退任した役員の仕事は退任時のものです。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。当行の取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と持続的な企業価値及び企業価値の向上にむけ、貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いる相応しいものとしております。取締役に対する報酬は、「基本報酬（固定）」、「業績連動報酬（賞与）」、「業績連動型報酬（株式）」で構成されております。また、社外取締役に対する報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し「基本報酬（固定）」のみを支払うこととしております。取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとしております。

報酬等の種類ごとの比率の目安、および決定方針の決定方法は、職位の責務、他行の動向等を踏まえて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性及び公平性を高めるため、ガバナンス会議での諮問を経て、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議において決定しております。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬（賞与）」は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会で決議された限度額300百万円（年額）の範囲において、基本報酬（固定）は職位の責務に応じ、毎年の業績や財務状況等を総合的に勘案し決定、また「業績連動報酬（賞与）」については、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬にて決定しております。

第104期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

また、「業績連動型株式報酬制度」による報酬額は、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会にて、取締役（社外取締役を除く）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役（社外取締役を除く）に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、220,000ポイントを上限として決定しております。

第119期定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	対象となる 役員の数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	14名 ( 6名 )	174 ( 21 )	122 ( 21 )	22 ( - )	29 ( - )
監査役 (うち社外監査役)	4名 ( 2名 )	38 ( 8 )	38 ( 8 )	-	-

注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役3名及び社外取締役1名が含まれております。

2. 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬制度を導入しており、業績連動報酬等の内訳は下記のとおりです。

・当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 22百万円

3. 非金銭報酬等の内訳は下記のとおりです。

・取締役に対する株式給付信託に関する報酬等の額 29百万円

4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与15百万円、賞与6百万円を支払っております。

5. 監査役の報酬は、1993年6月29日開催の第90期定時株主総会にて、48百万円(年額)以内と決議頂いております。第90期定時株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

④ 業績連動報酬等に関する事項

【業績連動報酬】

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標(KPI)を反映した金銭報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いで算出された額を上限に職位の責務に応じて賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

【業績連動型株式報酬】

当行の取締役(社外取締役を除く)の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。当該制度の内容は、「⑤非金銭報酬等の内容」に記載のとおりです。

### ⑤ 非金銭報酬等の内容

当行は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会における承認を経て導入しております。

（本制度の概要）

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（信託金額）

2023年3月末日で終了する事業年度から5事業年度（以下、当該事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として500百万円を上限とした資金を本信託に拠出しております。

（本信託に残存する当行株式）

本信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、276百万円及び960千株であります。

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
亀岡晶子	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
大谷恭久	同上
荒川政利	同上
吉澤一子	同上
竹澤秀樹	同上
須賀英之	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
宮内豊	同上

#### (4) 補償契約

##### イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

##### ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び子会社の取締役及び監査役、並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員	<p>当行は保険会社との間で、当行及び当行の子会社の取締役及び監査役並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p> <p>なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。</p>

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
須賀 英之	学校法人須賀学園 理事長	取引先（預金取引有）

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
亀岡 晶子	6年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。	弁護士として培われた豊富な経験と専門的知見に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
大谷 恭久	4年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。	会社経営・営業企画・人事管理等における豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
荒川 政利	3年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。	地方自治・地方教育の統括等豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
吉澤 一子	1年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席しております。	公認会計士として財務・会計に関する専門的知見および、金融機関の監査に関する経験を有しており、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
竹澤 秀樹	9ヵ月	社外取締役就任後に開催の取締役会9回のうち全てに出席しております。	金融・経済界における会社経営の経験等専門的知見に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
須賀 英之	5年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち全てに出席しております。	銀行業務・会社経営における豊富な知識と経験に基づき、中立公正な立場で取締役会等において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・提言を行っております。
宮内 豊	1年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち全てに出席しております。	財務・税務における豊富な見識と経験に基づき、中立公正な立場で取締役会等において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・提言を行っております。

注. 社外役員は任意の委員会であるガバナンス会議にも参加しております。なお、会議の議長は社外役員が務めております。

#### (3) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株  
発行済株式の総数 109,608千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当年度末株主数

18,029名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,136	13.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,254	5.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,259	4.05
栃木銀行行員持株会	4,215	4.01
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,854	2.71
高橋 慧	2,461	2.34
株式会社東和銀行	1,810	1.72
明治安田生命保険相互会社	1,409	1.34
住友生命保険相互会社	1,409	1.34
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,363	1.29

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (4,514千株) を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 上記の発行済株式より除く自己株式には、株式給付信託 (BBT)に基づき株式会社日本カストディ銀行が保有する当行株式960千株は含まれておりません。

### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (千株) (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (社外取締役を除く)	3人	普通株式 487
社外取締役	—	—
監査役	—	—

注1. 記載株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は、株式給付信託 (BBT)による業績連動型株式報酬制度を導入しております。上記には、2025年6月26日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の株式の数を記載しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 百瀬 和政  指定有限責任社員 業務執行社員 野坂 京子	78	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は86百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

#### イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

#### ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 第123期末貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>現金預け金</b>	<b>463,615</b>
現金	38,228
預け金	425,387
<b>コールローン</b>	<b>918</b>
<b>金銭の信託</b>	<b>463</b>
<b>有価証券</b>	<b>423,241</b>
国債	271,016
地方債	62,227
社債	47,374
株式	13,888
その他の証券	28,735
<b>貸出金</b>	<b>2,457,837</b>
割引手形	1,185
手形貸付	51,558
証書貸付	2,243,716
当座貸越	161,376
<b>外国為替</b>	<b>753</b>
外国他店預け	753
<b>その他資産</b>	<b>12,189</b>
未収収益	4,674
金融派生商品	5,425
その他の資産	2,088
<b>有形固定資産</b>	<b>26,141</b>
建物	7,779
土地	11,800
リース資産	164
建設仮勘定	5,673
その他の有形固定資産	722
<b>無形固定資産</b>	<b>1,475</b>
ソフトウェア	1,325
リース資産	26
その他の無形固定資産	124
<b>前払年金費用</b>	<b>9,481</b>
<b>繰延税金資産</b>	<b>7,341</b>
<b>支払承諾見返</b>	<b>2,054</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△10,736</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>3,394,778</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>預金</b>	<b>3,175,361</b>
当座預金	71,887
普通預金	2,220,118
貯蓄預金	37,430
通知預金	360
定期預金	830,036
定期積金	6,308
その他の預金	9,219
<b>譲渡性預金</b>	<b>800</b>
<b>借入金</b>	<b>42,500</b>
借入金	42,500
<b>その他負債</b>	<b>23,625</b>
未払法人税等	1,358
未払費用	3,267
前受収益	1,166
給付補填備金	5
金融派生商品	94
金融商品等受入担保金	5,045
リース債務	164
その他の負債	12,523
<b>賞与引当金</b>	<b>773</b>
役員賞与引当金	22
退職給付引当金	35
役員株式給付引当金	58
睡眠預金払戻損失引当金	244
偶発損失引当金	504
再評価に係る繰延税金負債	829
支払承諾	2,054
<b>負債の部合計</b>	<b>3,246,810</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>資本金</b>	<b>27,408</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>26,150</b>
資本準備金	26,150
<b>利益剰余金</b>	<b>100,459</b>
利益準備金	1,745
その他利益剰余金	98,714
別途積立金	89,987
繰越利益剰余金	8,727
<b>自己株式</b>	<b>△2,153</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>151,865</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>△6,945</b>
繰延ヘッジ損益	3,722
土地再評価差額金	△674
評価・換算差額等合計	△3,897
<b>純資産の部合計</b>	<b>147,967</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,394,778</b>

# 第123期損益計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>48,313</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>36,511</b>	
貸出金利息	29,725	
有価証券利息配当金	3,225	
コールローン利息	37	
預け金利息	3,519	
その他の受入利息	3	
<b>役務取引等収益</b>	<b>9,713</b>	
受入為替手数料	1,499	
その他の役務収益	8,214	
<b>その他業務収益</b>	<b>307</b>	
外国為替売買益	3	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	38	
金融派生商品収益	31	
その他の業務収益	234	
<b>その他経常収益</b>	<b>1,780</b>	
償却債権取立益	158	
株式等売却益	750	
金銭の信託運用益	2	
その他の経常収益	868	
<b>経常費用</b>		<b>39,458</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>7,617</b>	
預金利息	6,250	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息	518	
債券貸借取引支払利息	421	
借用金利息	137	
金利スワップ支払利息	264	
その他の支払利息	17	

科目	金額	
<b>役務取引等費用</b>	<b>4,518</b>	
支払為替手数料	153	
その他の役務費用	4,365	
<b>その他業務費用</b>	<b>2,622</b>	
国債等債券売却損	2,258	
国債等債券償却	36	
その他の業務費用	326	
<b>営業経費</b>	<b>22,277</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>2,422</b>	
貸倒引当金繰入額	692	
貸出金償却	1,313	
株式等売却損	37	
その他の経常費用	378	
<b>経常利益</b>		<b>8,855</b>
<b>特別利益</b>		<b>293</b>
固定資産処分益	293	
<b>特別損失</b>		<b>120</b>
固定資産処分損	50	
減損損失	70	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>9,028</b>
法人税、住民税及び事業税	1,226	
法人税等調整額	△219	
法人税等合計		<b>1,007</b>
<b>当期純利益</b>		<b>8,021</b>

# 連結貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	465,687
コールローン及び買入手形	918
金銭の信託	463
有価証券	420,322
貸出金	2,452,258
外国為替	753
その他資産	30,170
<b>有形固定資産</b>	<b>30,765</b>
建物	7,844
土地	11,825
建設仮勘定	5,977
その他の有形固定資産	5,118
<b>無形固定資産</b>	<b>1,494</b>
ソフトウェア	1,338
その他の無形固定資産	155
退職給付に係る資産	22,252
繰延税金資産	3,422
支払承諾見返	2,054
貸倒引当金	△11,221
<b>資産の部合計</b>	<b>3,419,343</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
預金	3,171,026
譲渡性預金	800
借入金	45,808
その他負債	31,776
賞与引当金	934
役員賞与引当金	31
退職給付に係る負債	296
役員退職慰労引当金	6
役員株式給付引当金	58
睡眠預金払戻損失引当金	244
偶発損失引当金	504
特別法上の引当金	18
再評価に係る繰延税金負債	829
支払承諾	2,054
<b>負債の部合計</b>	<b>3,254,389</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	27,408
資本剰余金	30,036
利益剰余金	103,092
自己株式	△2,153
株主資本合計	158,384
その他有価証券評価差額金	△6,948
繰延ヘッジ損益	3,722
土地再評価差額金	△674
退職給付に係る調整累計額	8,761
その他の包括利益累計額合計	4,859
非支配株主持分	1,710
<b>純資産の部合計</b>	<b>164,954</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,419,343</b>

# 連結損益計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>54,551</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>36,471</b>
貸出金利息	29,696
有価証券利息配当金	3,201
コールローン利息及び買入手形利息	37
預け金利息	3,519
その他の受入利息	17
<b>役務取引等収益</b>	<b>11,314</b>
<b>その他業務収益</b>	<b>990</b>
<b>その他経常収益</b>	<b>5,775</b>
償却債権取立益	159
その他の経常収益	5,616
<b>経常費用</b>	<b>44,532</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>7,679</b>
預金利息	6,249
譲渡性預金利息	7
コールマネー利息及び 売渡手形利息	518
債券貸借取引支払利息	421
借入金利息	200
その他の支払利息	282
<b>役務取引等費用</b>	<b>4,298</b>
<b>その他業務費用</b>	<b>2,622</b>
<b>営業経費</b>	<b>24,970</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>4,962</b>
貸倒引当金繰入額	738
その他の経常費用	4,223
<b>経常利益</b>	<b>10,019</b>
<b>特別利益</b>	<b>309</b>
固定資産処分益	309

科目	金額
<b>特別損失</b>	<b>566</b>
固定資産処分損	448
金融商品取引責任準備金繰入額	3
減損損失	114
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>9,763</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,603</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△251</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>1,352</b>
<b>当期純利益</b>	<b>8,410</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>	<b>121</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>8,289</b>

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 栃木銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 栃木銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社 栃木銀行 監査役会  
常勤監査役 福田 稔 ㊟  
常勤監査役 石渡 教夫 ㊟  
社外監査役 須賀 英之 ㊟  
社外監査役 宮内 豊 ㊟

以上

# 【定時株主総会会場ご案内図】



## 会 場 宇都宮市文化会館 小ホール

栃木県宇都宮市明保野町7-66

<http://www.bunkakaikan.com/userguide/access.html>



## 交通の ご案内

### ■JR宇都宮線をご利用の場合

JR宇都宮駅西口バスターミナル - 文化会館前 → バス約20分 / タクシー約15分

### ■JR日光線をご利用の場合

JR鶴田駅 - 文化会館前 → バス約10分 / タクシー約5分 / 徒歩約20分

### ■東武宇都宮線〈東武宇都宮駅〉をご利用の場合

東武駅前 - 文化会館前 → バス約15分 / タクシー約10分

### ■東武宇都宮線〈南宇都宮駅〉をご利用の場合

南宇都宮駅を下車 → タクシー約3分 / 徒歩約10分

### ■東北道をご利用の場合

東北道をご利用の場合は鹿沼ICで降り、宇都宮市内方面に約6km。

滝谷町交差点を右折し、直後の信号を左折。すぐ建物が確認できます。川口JCより約60分。

※所要時間は、時間帯により前後します。予めご了承ください。

ご協力をお願い

駐車場には限りがありますので、公共交通機関等のご利用や乗り合わせでの  
ご来場をお願いします。催し物によっては大変混雑する場合がございます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。